

別表七（二）付表二の記載の仕方

- 1 この明細書は、通算法人が修正申告又は国税通則法第23条第1項《更正の請求》の規定による更正の請求をする場合において、法第57条第1項《欠損金の繰越し》の規定の適用を受けるとき（法第64条の7第5項《欠損金の通算》の規定の適用がある場合に限りまゝす。）に記載します。
- 2 令第131条の9第3項《欠損金の通算》に規定する10年内事業年度（以下2において「10年内事業年度」といいます。）に係る同項に規定する対応事業年度（以下2において「対応事業年度」といいます。）が2以上ある場合には、「調整当初配賦欠損金控除額1」の欄の記載に当たっては、当該対応事業年度の別表七（二）「5」の金額と当該対応事業年度開始の日の属する10年内事業年度の別表七（二）付表一「24」の金額から当該対応事業年度前の対応事業年度（当該10年内事業年度に係るものに限りまゝす。）の別表七（二）「5」の金額の合計額を控除した金額とのうちいずれか少ない金額を記載します。
- 3 当該通算法人が令和5年改正前の措置法（（2）において「令和5年旧措置法」といいます。）第66条の11の4第1項《認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例》の規定の適用を受ける場合における次に掲げる欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによりまゝす。
 - (1) 「既損金算入額控除後の損金算入限度額3」の欄「16ー（当該事業年度前の(4)の合計額）」の金額が0に満たない場合には、「0」と記載します。
 - (2) 「当期控除額4」の欄 令和5年旧措置法第66条の11の4第1項第1号に規定する特例事業年度に該当する各事業年度ごとに別表七（一）付表五「12」の金額を含めて記載します。
 - (3) 「当初損金算入超過額9」の欄 法第74条第1項《確定申告》の規定による申告書（（4）において「当初申告書」といいます。）に添付された別表七（二）付表五「35の計」の金額（既に当該通算法人の法第64条の7第9項の適用事業年度又は他の事業年度について法第64条の5第6項《損益通算》の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされていた場合（5(1)において「既に修正申告等があった場合」といいます。）には、当該修正申告書又は当該更正に係る国税通則法第28条第2項《更正又は決定の手続》に規定する更正通知書のうち、最も新しいもの（5(1)において「直近修正申告書等」といいます。）に基づき別表七（二）付表五「35の計」の金額として計算される金額。（4）において同じです。）を「当初申告の別表七（一）「2」」に含めて計算します。
 - (4) 「当初損金算入不足額10」の欄 当初申告書に添付された別表七（二）付表五「35の計」の金額を「当初申告の別表七（一）「2」」に含めて計算します。
 - (5) 「調整損金算入限度額16」の欄 別表七（二）付表五「37の計」の欄に金額の記載がある場合には、当該金額を「15」に含めて計算します。
- 4 「当期控除額4」の「計」の欄の記載に当たっては、別表七（二）付表一「21の計」の欄に金額の記載がある場合には、当該金額を含めて記載します。
- 5 「損金算入限度額の調整計算」の各欄の記載に当たっては、次によりまゝす。
 - (1) 既に修正申告等があった場合には、直近修正申告書等に基づき別表七（一）「2」及び「4の計」の金額として計算される金額を、それぞれ「当初申告の別表七（一）「2」」及び「当初申告の別表七（一）「4の計」」の金額として、「当初損金算入超過額9」及び「当初損金算入不足額10」の各欄の金額を計算します。
 - (2) 「当初損金算入超過額9」の金額が0を超える場合には「10」から「14」までの各欄は記載せず、「当初損金算入不足額10」の金額が0を超える場合には「当初損金算入超過額9」の欄は記載しません。
 - (3) 「当初過不足調整損金算入限度額15」の欄の記載に当たっては、別表七（二）付表一「23の計」の欄に金額の記載がある場合（当該通算法人が法第57条第11項各号に掲げる内国法人に該当する場合において当該事業年度が当該各号に定める事業年度で

あるときを除きます。) には「(8)又は」を消し、そ

の他の場合には「又は(19)」を消します。